

一般競争（指名競争）入札  
参加資格審査申請書  
記載要領

南大隅町総務課

## 1. 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、

- ①建設工事においては、競争参加資格審査を申請しようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。
- ②建設工事以外は、競争参加資格審査を申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

## 2. 提出書類の様式

提出書類の様式は、特別な事情がない限り、ダウンロードした様式に手を加える等しないください。

## 3. 申請書（共通書式）の作成方法（押印省略可）

- (1)「新規・更新」欄には、該当する区分に「○」を記載すること。新規とは、南大隅町に今まで申請をしていない場合をいいます。一度でも申請したことがある場合は、更新となります。
- (2)「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載不要。
- (3)「建設業許可番号」欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。
- (4)「建設工事・測量コンサル等・物品・役務」欄には、該当する区分に「○」を記載すること。
- (5)「申請日」欄には、申請書を作成した日付を記載すること。
- (6)「代表者氏名」欄には、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

(7)「担当者連絡先」及び「メールアドレス」欄には、南大隅町からの連絡に対応できる連絡先を記載すること。

#### 4. 競争参加資格希望工種表の作成方法【建設工事】

(1)「建設工事の許可業種区分」の「許可状況」欄には、建設業法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（建設業法別表第1による業種区分）について「○」を記載すること。

(2)「競争参加資格希望工種」欄には、登録を希望する工種に「○」を記載すること。

<記載例>

	建設工事の許可業種区分			競争参加資格希望工種 (○を記入)
	番号	許可状況 (○を記入)	業種	
建設工事の許可業種等	1	○	土木一式工事	○
	2	○	建築一式工事	○
	3		大工工事	
			左官工事	
			とび・土木・コンクリート工事	
	6		石工事	
	7		屋根工事	
	8		電気工事	
	9		管工事	
	10		タイル・れんが・ブロック工事	
	11		鋼構造物工事	
	12		鉄筋工事	
	13	○	舗装工事	
	14		しゅんせつ工事	
	15		板金工事	

許可を受けている業種に「○」を記載

競争参加を希望する工種に「○」を記載

## 5. 競争参加資格希望業種表の作成方法【測量・建設コンサルタント等業務】

- (1) 「希望業種」欄には、登録を希望する業種に「○」を記載すること。
- (2) 「登録を受けている事業」欄には、下表の区分による登録を受けている場合、該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要な事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

- (3) 「有資格者数（人）」欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。記入する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載不要。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）

設備設計一級建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者

RCCM		一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
		消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴

	う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

## 6. 競争参加資格希望営業品目表の作成方法【物品の製造等】

- (1) 「希望品目」欄には、登録を希望する品目に「○」を記載すること。
- (2) 希望する品目が営業品目表にない場合は、同表の空白の欄に当該品目の名称と「希望品目」欄に「○」を記載すること。
- (3) 物品製造等の営業品目については、下表を参考ください。

種目	種類	物品名等
機械器具類	電気・通信機器類	家電製品、テレビ、ラジオ、電話機、無線機等
	医療機器類	X線装置等
	計測・理化学機器類	
	建設土木機械類	
	視聴覚機器類	ビデオカメラ、OHP、映写機、モニターテレビ、楽器等
	消防機器類	消火器、警報器等
	OA機器類	パソコン、コンピュータ周辺機器、複写機、ファクシミリ等
	その他機器類	厨房機器、農業機械、焼却炉等
車両船舶類	車両類（含修理）	自動車、自動二輪車、特殊車両、自転車等
	船舶類（含修理）	船舶、船外機等
	航空機類（含修理）	
印刷類	印刷類	写真植字、軽印刷、フォーム印刷、シール印刷、航空写真、特殊印刷等

薬品類	薬品類	医薬品、農薬、化学薬品等
文具類	紙・文房具・事務用機器類	上質紙、中質紙、再生紙、スチールロッカー、キャビネット等
印章類	印章類	ゴム印、日付印、スタンプ等
記念品類	記念品類	記念品、トロフィー、カップ等
燃料類	燃料類	重油、軽油、灯油、ガソリン等
運動具・天幕類	運動具・天幕類	
写真・カメラ類	写真・カメラ類	写真機、写真材料、フィルム等
看板・標識類	看板・標識類	看板、道路標識、懸垂幕、のぼり等
室内装飾品・調度品類	室内装飾品・調度品類	
雑品類	衣料品・寝具類	制服、帽子、雨具、寝具等
	原材料類	塗料、木材、建設資材、コンクリート等
	その他雑品類	トイレットペーパー、書籍等その他に属さないもの
不用品処分	不用品処分	不用品売買、中古車売買等

## 7. 競争参加資格希望営業品目表の作成方法【役務の提供等】

- (1) 「希望品目」欄には、登録を希望する品目に「○」を記載すること。
- (2) 希望する品目が営業品目表にない場合は、同表の空白の欄に当該業務の名称と「希望品目」欄に「○」を記載すること。
- (3) 役務提供等の営業品目については、下表を参考ください。

業務名	内容等
情報処理業務	システム運用、データ入力・消去
システム開発業務	システム開発、プログラム作成
コンピュータ関連保守業務	パソコンの保守、プログラムの保守管理



OA関連研修業務	庁内OA関連の研修
OA機器賃貸業務	OA機器の賃貸
医療機器賃貸業務	医療機器の賃貸
車両賃貸業務	車両の賃貸（レンタカー）
寝具類賃貸業務	寝具類の賃貸
中央監視制御設備賃貸業務	中央監視制御設備の賃貸
空気調和設備賃貸業務	空気調和設備の賃貸
電話交換設備賃貸業務	電話交換設備の賃貸
広告業務	新聞広告の制作、テレビ・ラジオ番組の制作、出版物・ウェブサイトの制作
受付・案内業務	庁内来訪者の受付・案内
調査・測定業務	ダイオキシン類の調査・検査・測定、埋蔵文化財の発掘調査等、臨床検査（医療機関外）
薬剤空中散布業務	松くい虫薬剤空中散布等
旅客運送業務	スクールバスの運行
貨物運送業務	貨物の運送
給食業務	給食の提供
複写サービス業務	複写サービスの提供
電気通信サービス業務	電気通信サービスの提供
旅行業務	旅行業務全般
気象予報業務	気象観測資料及び予測値の提供
会場設営業務	イベント会場の運営
パーキング・メーター管理等業務	保守管理、駐車 of 適正確保、手数料収納
森林整備業務	森林整備関係の業務
指定管理鳥獣捕獲等事業業務	指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）の捕獲等

## 8. その他書類の作成方法

### (1) 使用印鑑届

- ①使用印鑑届の日付は、作成した日付を記載すること。
- ②「氏名」欄の横に押印は不要です。
- ③使用印鑑の枠に押印をする。

使 用 印 鑑 届

①  
令和 年 月 日

作成日を記入

南大隅町長 殿

住 所

(ふりがな)  
氏 名

②  
押印不要

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

南大隅町との取引において使用する印鑑を下記のとおり届けます。

記

使 用 印 鑑
③ 印

③  
この印は、必須  
押印されているものを  
原本として認定します。

(2) 営業所一覧表

本社（店）以外の営業所がある場合に作成すること。また、営業所が複数ある場合は、枠を増やし作成してください。

営業所一覧表		
番号	01	
営業所の名称	〇〇会社〇〇支店	
営業所の代表者	役職	支店長
	フリガナ	ミナミオオスミ タロウ
	氏名	南大隅町 太郎
営業所の所在地	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	都道府県	〇〇県
	市区町村	〇〇市〇〇町
	町名番地	〇〇番地
連絡先	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	FAX 番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	〇〇@〇〇

番号を営業所の数だけ記載  
(例) 01、02、03 等

(3) 取扱品目一覧表

取扱品目一覧表は、物品の製造等に申請する場合に限り、希望する物品製造等の営業品目の「種目」ごとに作成してください。

本一覧表の「物品名」及び「仕入先」欄に記載し、代理店や特約店がある場合は、当該店舗名をそれぞれ記載してください。

取扱品目一覧表（物品の製造等）	
物品製造等の営業品目の種類（	機械器具 類）
物品名	メーカー・仕入先
パソコン	〇〇〇〇・〇〇〇

希望の営業品目の種類を記入

営業品目の種類ごとに作成  
 (例) 機械器具類と車両船舶類を希望する場合  
 = 取扱品目一覧表 2枚

(4) 委任状

委任状は、委任先がある場合に限り作成してください。委任者の押印は、不要ですが、受任者の空白に受任者印を押してください。(原本確認のため)

委 任 状

① 作成日を記載

令和 年 月 日

南大隅町長 殿

住所 (ふりがな) 氏名

② 委任者の住所と氏名を記載

押印不要

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

南大隅町との取引において、代理人を定め下記事項を委任します。

記

<受任者> ③

住所 (ふりがな) 氏名 電話番号 ( ) ー FAX番号 ( ) ー

委任者の住所と氏名を記載

空いているスペースに受任者印を押印

印

<委任事項>

- ④ 見積及び入札に関する事
- 契約の締結に関する事
- 代金の請求及び受領に関する事
- 復代理人の選定に関する事
- 上記各号に付帯する一切の事項

委任事項を確認すること  
加除修正等がある場合は、  
適宜行ってください。

<委任期間> ⑤

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで

委任期間を記載

\*ただし、委任期間内に締結された契約に係る、請求及び受領については、その終了時まで有効とする。